

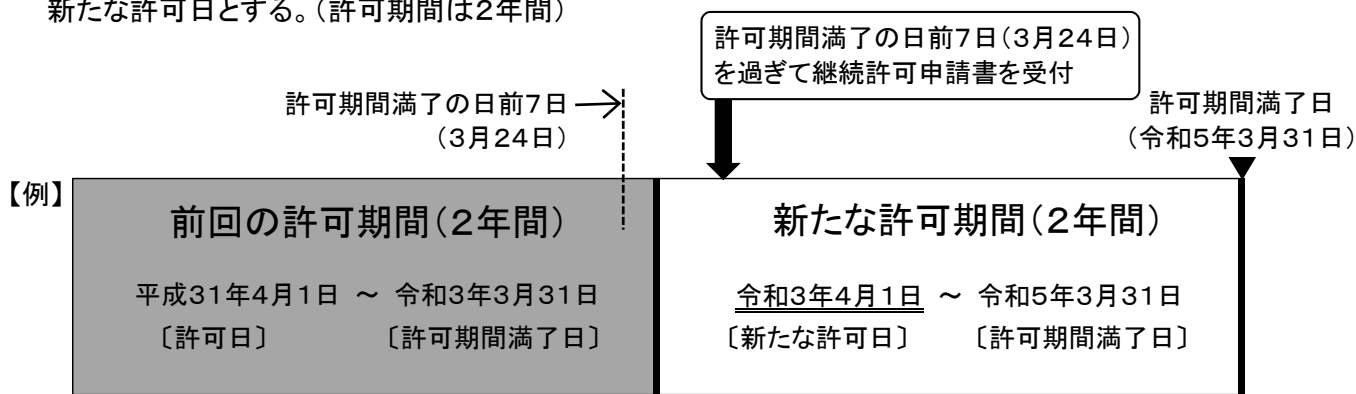
## 屋外広告物・継続許可申請の許可期間について

屋外広告物条例第14条第4項において、広告物表示者等は許可期間が満了した後、引き続き広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、当該期間満了の日前7日までに、継続許可の申請を行い、許可を受けなければならないこととしております。

このことにより、令和3年4月1日以降の継続許可申請受付日より、許可日について以下のとおり取り扱いますのでご注意ください。

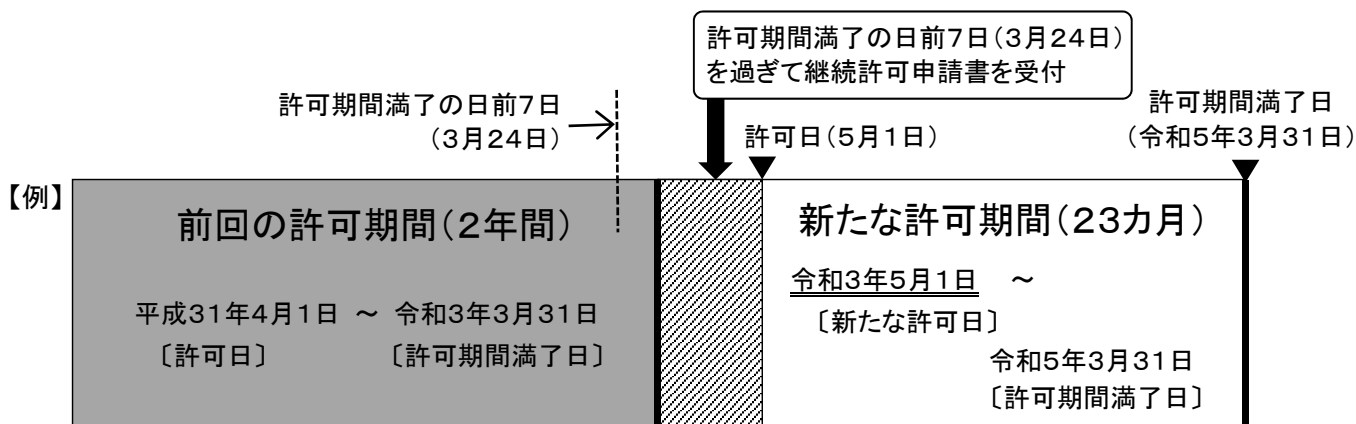
### ■ これまでの取扱い

許可期間満了の日前7日を過ぎて継続許可申請を受け付けた場合でも、許可期間満了日の翌日を新たな許可日とする。(許可期間は2年間)



### ■ 令和3年4月1日からの取扱い

許可期間満了の日前7日を過ぎて継続許可申請を受け付けた場合、新たな許可日は許可期間満了日の翌日とはならず、実際に受付・審査期間を経て許可した日となります。



※新たな許可期間満了日は、これまでの取扱いから変更はありません。

※例ですので、実際の許可日等は異なります。

継続許可申請を行う場合、申請書の提出と併せて手数料を納付いただく必要があります。郵送手続きの場合、納付書での払込みを市が確認した日が許可申請書受付日となりますので、ご注意ください。